



めざせ! 賢い消費者

伊達な くらし 入門



DATE na Kurashi manual



仙台市消費生活センター

物も少なく、今とくらべれば
不便なくらしをしていたわれらの時代。
じゃが、
人々は物や自然を大切にし、
互いにいたわりあい、
こころ豊かに暮らしておった。
ところが昨今はくらしが便利になり過ぎて
自然のありがたみが忘れ去られ、
人心は荒廃し、悪い輩も出没しておると聞く。
そこでわれら武将隊が、そんな時勢を正すために、
伊達六十二万石に伝わる
「伊達なくらし」の心得を伝授して進ぜよう。
新しい時代をつくっていくのはそなたたちじゃ。
いまから教えるこの心得を肝に銘じ、
悪い輩につけ入る隙を与えず
天下や環境をおもんばかる賢い消費者となり、
千代つづく、よりよき世を築いていくのじゃ。



仙台藩初代藩主
伊達政宗



めざせ! 賢い消費者
伊達な
 くらし
入門

其の壹

契約・取引の心得

契約ってなに?取引ってなに?トラブルが起きたらどうすればいいの?
 そんな消費生活に関わる基本的な心得を伝授します。

其の貳

騙されないための心得 1

増え続けるネットトラブル。巧妙化する悪質・有害サイトの手口に
 騙されないようにするための基本的な心得を伝授します。

其の参

騙されないための心得 2

ネットの世界だけじゃない。街の中にもいろんな罠が。甘い言葉や
 おいしい話に騙されないようにするための基本的な心得を伝授します。

其の肆

ネット社会の心得

インターネットの便利さの裏側には知っておかなければならない危険性も。
 ネットを楽しく安全に使うための基本的な心得を伝授します。

其の伍

もったいないの心得

地球の資源は無尽蔵ではありません。限りある資源を大切に使い、
 社会の発展を持続させていくための基本的な心得を伝授します。

其の六

消費で世直しの心得

消費が社会を動かす力を自覚し、消費を通じてよりよい社会を
 築いていくための基本的な心得を伝授します。

支倉 六右衛門 常長



伊達 成実

伊達三傑・武の武将



片倉 小十郎 重綱

鬼小十郎



片倉 小十郎 景綱

伊達三傑・智の武将



くの 一響

伊達の隠密・黒脛巾組



松尾 芭蕉

おくのほそ道





其の七 契約・取引の心得

契約ってなに？取引ってなに？
トラブルが起きたらどうすればいいの？
そんな消費生活に関わる基本的な心得を伝授します。

知っておきたい用語解説

消費者

お金を支払って商品やサービスを購入して使用する人のことを「消費者」といいます。

契約

契約は買う人(消費者)と売る人(事業者など)が「何をいくらで売買するか」合意したときに成立します。契約書があるときだけでなく、口約束でも契約は成立しています。日常的な買い物も契約のひとつです。契約が成立すると、契約に基づいた権利・義務が生じるため、基本的には一方的な都合で取り消すことはできません。

※有効に成立した契約を勝手にやめると「違約金」や「損害賠償」などを請求される場合もあります。

未成年者の契約

親の同意なく未成年者が行った契約は取り消すことができます(未成年者取消権)。ただし小遣いの範囲で行った契約や「成人である」とウソをついた場合など、取り消しできないこともあります。

※事業者にウソを書くようにそのかされた場合には取り消しできません。

【成年年齢が20歳から18歳に】

2022年4月に成年年齢が引下げられ、18歳になると親の同意がなくても高額な契約やローン・クレジットの契約もできるようになりました。一方で、保護されていた未成年者取消権がなくなるため、悪質業者のターゲットになるなどトラブルに巻き込まれないよう注意が必要です。

クーリング・オフ

契約はいったん成立すると一方の都合でやめることはできません。しかし不意打ち的に勧誘を受け、冷静に考える余裕もないまま契約をしてしまう場合もあるため、それを救済するために設けられた制度が「クーリング・オフ(＝頭を冷やして考える)」です。この制度を使うと、一定の期間内であれば、一方的な意思表示のみで契約の解除ができます。ただし自分から店に向いて購入した場合や自分から電話やインターネットで申し込むなどの通信販売の場合には適用されません。わからない時は早めに消費生活センターに相談しましょう。

消費者基本法

「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立支援」を目的に定められた法律です。条文の中では、安全が確保される権利、選択の機会が確保される権利、必要な情報が提供される権利、教育の機会が確保される権利、意見が反映される権利、被害が救済される権利、基本的な需要が満たされる権利、健全な環境が確保される権利といった、消費者の権利が明記されています。またその権利を自分たちで守るために、学び、調べ、意見を言うなどの自立的な活動が求められています。

消費者契約法

一般的に消費者と事業者との間では、情報の質や量、交渉力の格差があり、そのため消費者が不利な立場に立たされることも少なくありません。「消費者契約法」は、そういった場合に消費者の利益を保護することを目的に定められた法律です。事業者が事実と違うことを言ったり、消費者にとって不利になる事実を告げないなどの不適切な勧誘方法によって結んだ契約については、消費者が契約の意思表示を取り消すことができるよう定めています。また消費者の利益を不当に害する契約内容についても、それを無効とすることで、消費者の利益の保護を図っています。

PL法

消費者保護のために製造者の責任を定めた法律の一つ。製造物責任法の略。製品の使用中、製品の欠陥により消費者が生命、身体、または財産に損害を受けたとき、製造者の賠償を受けられるという法律です。

特定商取引法

訪問販売や通信販売、電話勧誘販売など、消費者トラブルが起こりやすい取引の種類を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフなどの消費者を守るルールを定めた法律です。これにより、事業者による違法・悪質な勧誘行為などを防止するとともに、消費者の利益が保護されています。

消費者庁

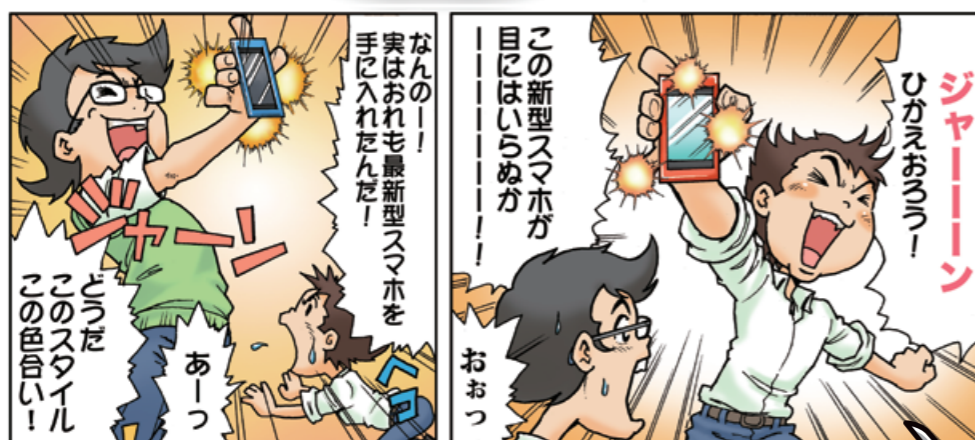
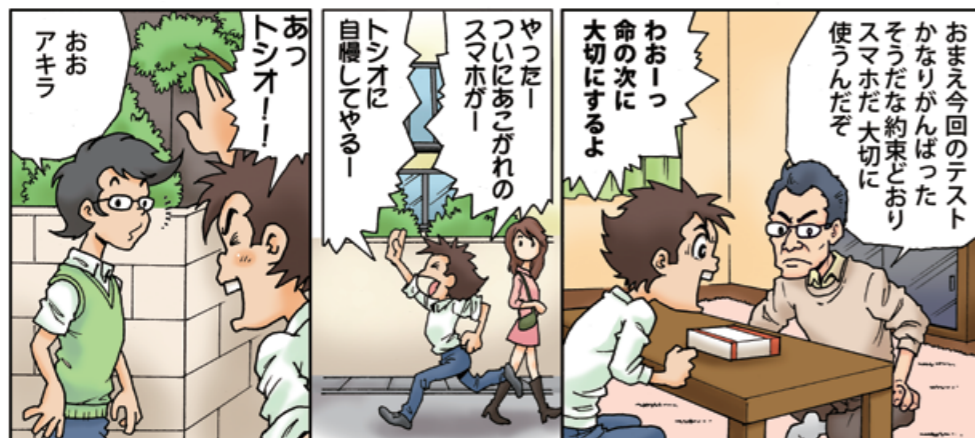
消費者の権利の尊重、消費者の自立の支援などの基本理念にのっとり、消費者が主役になる社会の実現に向けて活動している国の行政機関。各省庁や国民生活センター、地方自治体などと連携して、法律や制度にもとづいて、消費者を支え、守る仕事に取り組んでいます。

消費生活センター

消費者の保護を目的とした都道府県や市町村の行政機関で、仙台市の消費生活センターは定禅寺通りの141ビル(三越定禅寺通り館)の5階にあります。専門の相談員が、商品やサービスの契約トラブルなどのご相談を受け、解決に向け助言やあっせん等を行っています。

〈仙台市消費生活相談ダイヤル〉

☎022-268-7867(なやむな)



「武士に二言はない！」。
有効に成立した契約は、一方的に
取り消せないものと心得よ！





知っておきたい用語解説

ワンクリック請求

ホームページに貼られたバナーや、大量に送信される勧誘メールに書かれているアドレスをクリックしただけで「登録が完了しました」「料金をお支払いください」などのメッセージが突然表示され、料金を請求する悪質な手口です。コンテンツの多くはアダルトサイトや出会い系サイトのため、アクセスした人の後ろめたさにつけこんで料金を払わせようとします。契約についての十分な説明と利用者の明確な意思表示なしに契約が成立することはない、このような請求をされても法的に無効なので、料金を支払う必要はありません。中には、アクセスした人のメールアドレスやIPアドレスを表示して「個人情報取得したので支払わないと法的措置を取る」という不安にさせ、支払いを迫ることもあります。実際にはこれらの情報から個人情報が割り出されることはありません。驚いて連絡をとってしまうと、そこから自分の連絡先を知られてしまい、しつこく請求されることもあるので、このような画面が出てきても無視することが鉄則です。最近では不正プログラムを自動的にダウンロードさせて、請求画面が消えないようにするものや、非公開のアプリをインストールさせて個人情報を抜き取り、架空請求に悪用する手口も増えています。

電子マネー

電子マネーとは、現金を使わずに、お金(金銭的価値)を電子データにかえて、商品やサービスの支払いに使用するものです。ICチップにお金をチャージ(入金)して使用する商業系・交通系のICカードや、「OOPay」などスマートフォンのアプリに表示されるQRコードやバーコードを認証して支払うコード決済、コンビニなどで購入して使うID番号のあるカード型ギフト券などがあります。電子マネーは上手に使えばとても便利ですが、よく理解せずに利用するとトラブルにつながってしまう可能性もあります。利用するときはメリットだけでなく、注意点もよく理解して使うことが大切です。

【△注意】

特にカード型ギフト券の電子マネーはID番号がわかればカードがなくても誰でも使えることから、ワンクリック請求の手口に悪用されるケースが増えています。番号を教えることはお金を渡すことと同じです。業者に購入を指示されたら詐欺を疑いましょう。

フィッシング

大手通販サイトや宅配便を装ったメールやSMSが届き、偽のサイトへ誘導され、クレジットカード番号、アカウント情報(ユーザーID、パスワードなど)などの個人情報を盗まれたり、不正なアプリをインストールさせられたりする手口のことです。メールやSMSが本物かどうか迷った場合は、公式サイト等で真偽を確認しましょう。また、提供元が不明なアプリはインストールしないようにしましょう。

迷惑メール

ユーザの同意なしに勝手に送られてくるメールを「迷惑メール」と言います。「SPAM(スパム)」とも呼ばれます。多くは商品の広告宣伝や、出会い系・アダルトサイトなどへの勧誘を目的に、一方的に無差別大量に送られてくるものですが、中にはウイルス感染や詐欺などを目的に送られてくる悪質なものもあり、「架空請求メール」や「ワンクリック詐欺メール」も、そのような悪質なメールのひとつです。そのようなメールを受け取らないようにするためには、利用しているメールソフトやプロバイダ、携帯であれば各携帯電話会社が提供している「フィルタリング」サービスを利用して、このようなメールを自動的に振り分ける設定しておくことが有効な手段です。その上で、

- 1 メールアドレスは推測されにくいものにする
- 2 迷惑メールには返信しない、読まずに削除する
- 3 掲示板やブログ、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等で不用意にメールアドレスを公開しない
- 4 オンラインゲームやショッピングサイトなどの登録には、メインで使っているメールアドレスは使わない
- 5 登録した覚えのないメールや不審なメールに書かれているリンクはクリックしない
- 6 不審なメールは開封しない

といったことを、日頃から注意することが大切です。

出会い系サイト・マッチングアプリ

交際相手などを見つけるための活動をオンラインでサポートするサイトやアプリのこと。気軽に利用できる一方で、本人確認が難しく、本来の目的以外で近づいてくるケースもあり、犯罪に巻き込まれるなどの問題が発生することもあります。リスクを避けるために、安易に個人情報を提供しないようにしましょう。

オンラインゲーム

ゲーム機やスマートフォンなどで、誰でも気軽に楽しむことができるオンラインゲーム。しかし、無料だと勘違いして遊んでいたら、高額な利用料になっていたというトラブルが増えています。たとえ、「無料」をうたっているゲームであっても、「アイテムは一部有料」などとなっている場合が多く、全てが無料で利用できるわけではありません。またスマートフォンなどから利用する場合には、別に通信料がかかる場合もあります。

【△注意】

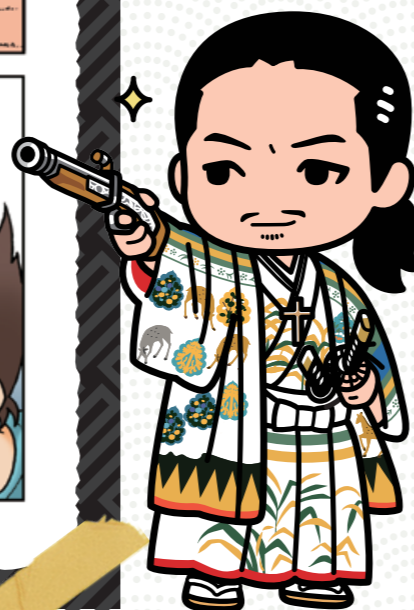
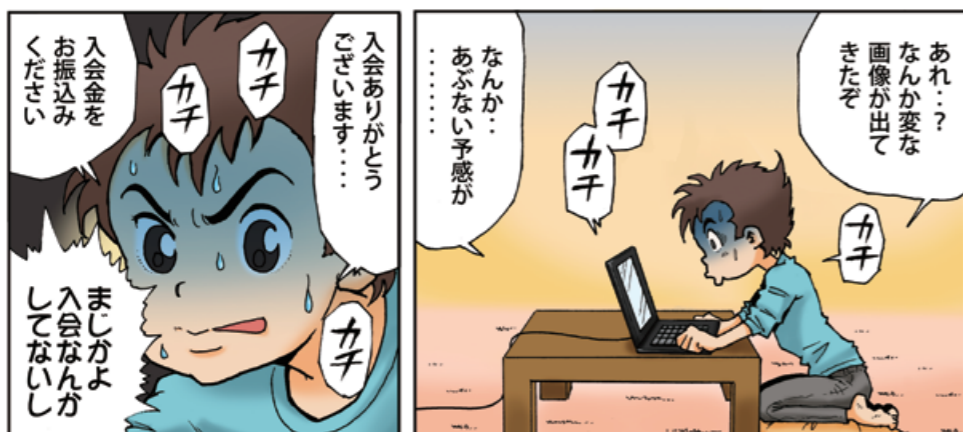
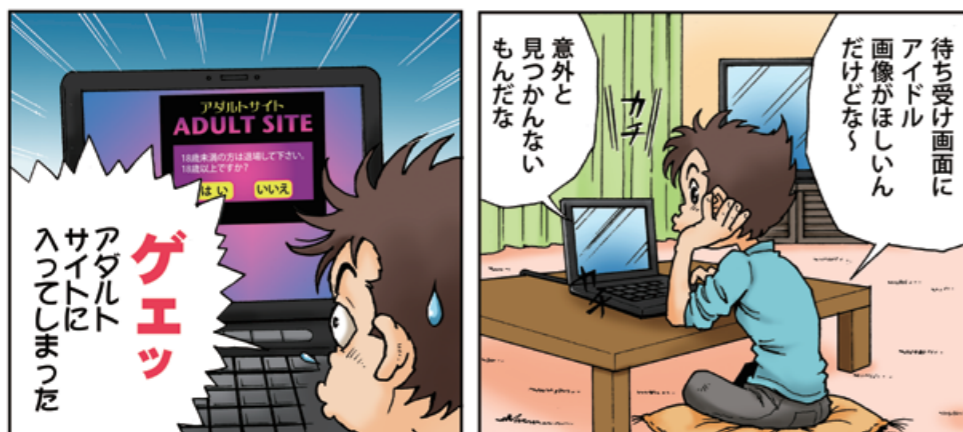
ゲームに限らず、占いや音楽、小説など「無料」をうたい文句にしたサイトを利用する際には、全てが無料だと思わず、有料コンテンツが含まれていないか、どのような場合に料金が発生するかをしっかりと確認しましょう。

其の貳

だま 騙されないための心得

増え続けるネットトラブル。巧妙化する悪質・有害サイトの手口に騙されないようにするための基本的な心得を伝授します。

契約した覚えのない一方的な請求は「無視」するのが鉄則！相手に連絡するのも絶対にダメ！





知っておきたい用語解説

デート商法

デート商法とは、異性に対する恋愛感情や好意につけて、宝石や絵画などの高額商品を販売する悪質商法のことです。恋人商法と呼ばれることもあります。きっかけは電話アンケートや出会い系サイトが多く、男女問わず10代～20代の若者が被害にあう例が多いようです。デート商法はいきなり商品の販売を始めるわけではなく、業者は消費者と仲良くなったり、信頼を得たりすることから始めます。その間に、業者の販売員に好意や恋愛感情を抱いてしまう人が多いのです。そして、好きな相手から商品の購入をすすめられ、断りきれず、相手のために思い契約したのに、実は自分の気持ちを利用しているだけだった…という悲しい結末に至ります。商品を買わないと相手の気持ちが離れてしまうのではないかと心配になることがあるかもしれませんが、相手が本当にあなたのことが好きなら、商品を買わなかったぐらいで気持ちが離れることは無いはずです。このような被害にあわないためには、「見知らぬ相手からの誘いには応じない」「商品の購入をすすめられてもハッキリ断る」「被害にあったらすぐに相談する」といった心がまえを持つことが大切です。おかしいと思ったら一人で悩まず、早めに相談しましょう。

マルチ商法

販売組織の会員になって商品やサービスを販売して利益を得たり、他の人を会員になるよう勧誘して加入させることで紹介料を得たりする仕組みで、ピラミッド式に販売組織を拡大させていく商法です。「ネットワークビジネス」と説明されることもあります。マルチ商法自体は違法ではありませんが、消費者トラブルにつながるケースが多く、特定商取引法で「連鎖販売取引」と呼ばれ、厳しく規制されています。「簡単にお金が儲かる」と甘い言葉で誘われて加入しても、実際に儲かるのは組織の上部にいる一部の人だけで、借金や商品の在庫を抱える結果になることも多く、利益をあげたいばかりに知人や友人を強引に勧誘し、人間関係が壊れてしまうこともあります。いくら親しい人から勧誘を受けても、このような危ない誘いはキッパリ断りましょう。最近はブログ、SNSなどを使って勧誘、販売する方法も見られるので注意が必要です。

キャッチセールス

繁華街などの路上で、「アンケートに答えてほしい」「〇〇に興味ありますか」「無料体験やっています」など呼び止め、販売目的を隠して近づき、喫茶店やお店に連れて行き、断りにくい雰囲気させて、その場で強引に高額な商品やサービスを契約させる販売方法です。またその場では商品の契約をせず、連絡先を聞き出して会う回数を重ねてから契約を勧めるデート商法に発展する可能性もあります。このようなトラブルを避けるためには、「路上などで声をかけられても、軽々しく

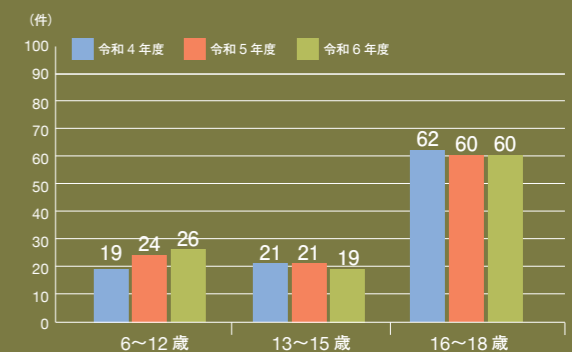
ついていかない」「ついて行ってしまっても、いらぬ物はいらぬとハッキリ断る」といった勇気を持つことが大切です。

アポイントメントセールス

業者が電話やハガキ、メールなどを利用して、「抽選に当たったのでプレゼントを取りに来てください」といった甘い言葉で、販売目的を隠して事務所やお店などに誘い出し、本来の商品を勧誘する行為をアポイントメントセールスといいます。主に若者をターゲットとしており、エステ、化粧品、教材、絵画、アクセサリなどを売りつけてきます。「遊びにおいて」「買わなくてもいいから」などと言われて軽い気持ちで出かけていくと、突然、不意打ち的な勧誘を受け、契約をさせられてしまいます。最近では出会い系サイトやSNSを利用して販売目的を隠して異性に近づき、言葉巧みに店へ誘い出す、デート商法的なアポイントメントセールスも増えているので注意が必要です。

このような商法は一定の要件を満たせばクーリング・オフができる場合がありますので、早めに仙台市消費生活センターに相談しましょう。

仙台市消費生活センターに寄せられた青少年のトラブル相談状況



令和6年度に仙台市消費生活センターに寄せられた契約トラブルなどの相談は6,187件です。そのうち6歳～18歳の相談件数は105件で、前年度の相談件数と同数でした。

中学生の相談内容はスマホ関連が多い！

中学生の相談内容で上位を占めるものが、スマートフォンを使った「オンラインゲームの高額請求」(6ページ参照)や動画投稿サイトなどの広告を見て化粧品やサプリメントなどを購入した「インターネットショッピングの定期購入」に関するトラブル(10ページ参照)です。

其の参

だま 騙されないための心得

ネットの世界だけじゃない。街の中にもいろんな罠が。甘い言葉やおいしい話に騙されないようにするための基本的な心得を伝授します。



※これはスカウト商法です。

甘い言葉に騙されてはダメ！
おいしい話には裏がある。
怪しいと思ったら「断る勇気」も大切！

